

## 第4章 市川市のこれまでの取り組み

### 1. 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価

2025年度を短期・中期目標とした「一次戦略」は、4つの基本戦略、12本の行動計画、37本の指標が設定されており、これは、生物多様性をとりまく、「人」、「自然」、「文化」それぞれのつながりにより、生物多様性に取り組むためのもので、各施策のすべてに指標が設定されています。

指標それぞれについて4つの基準にあてはめて評価を行いました。

この評価の中で、「順調に進捗している(A評価)」の指標は20本、進捗に遅れがある(B評価)の指標は16本、進捗の把握ができていない(C評価)の指標は1本、指標の見直しが必要である(R評価)の指標は0本となりました。(資料編 p94 参照)

表 4-1 第一次生物多様性いちかわ戦略の評価

評価基準	評価	指標数
順調に進捗している	A	20本
進捗に遅れがある	B	16本
進捗の把握ができていない	C	1本
指標の見直しが必要である	R	0本

### 2. 生物多様性の保全・再生に向けた取り組み

#### 2.1 自然環境の実態を把握

##### 2.1.1 生物多様性モニタリング調査

2014年3月に策定した一次戦略の進捗管理をするため、市内の自然環境、生物多様性の保全状況やその推移を把握することを目的に以下の2つの調査を実施しています。

##### 1) 市民等モニタリング

自然環境や生きものに興味を持つ市民・環境団体・事業者を募集して調査員(モニタリング調査員)として登録し、協働で調査を進めています。市が定めた指標生物29種を中心に、調査員が市内で発見した生物を市に報告してもらい、市公式Webサイトにて「いちかわ生きものマップ」として公開しています。(資料編 p91、92 参照)

## いちかわ生きものマップ指標種（例）



オニヤンマ



ヤマユリ



カワセミ



キンラン

## 2) 鳥類モニタリング調査

2015年7月より実施しており、市内15か所の地点に設定したルートに沿ってゆっくりと歩きながら出現した鳥類の種類と個体数を記録しています。

市内の自然環境を「里山」「樹林地」「草原・水辺」の3つの環境に大別し、指標となる6種の鳥類（メジロ、ウグイス、セッカ、ヒバリ、コゲラ、アカゲラ）の生息状況を、継続的に調査しています。これらの鳥類が生息するためには、その餌となる昆虫類の生息環境が保全されている必要があるため、この調査により生物多様性の状況を把握することができます。調査地ごとに確認された種類数と個体数の経年変化を見ると、多くの調査地ではあまり変化はありませんでしたが、一部の調査地で種類数または個体数の減少が見られました。（資料編 p91 参照）

表 4-2 鳥類モニタリング調査指標種一覧

里山環境のシンボル種	樹林地のシンボル種	草地・水辺のシンボル種
 <p>メジロ</p>	 <p>コゲラ</p>	 <p>セッカ</p>
 <p>ウグイス</p>	 <p>アカゲラ</p>	 <p>ヒバリ</p>



## 2.1.2 真間川水系水生生物調査

真間川水系にて2008～2010年度、2018年度、2024年度に魚類、底生動物、水質の調査を行いました。（資料編 p86 参照）

魚類については2024年度までの調査にて9目13科32種が確認され、特定外来生物のカダヤシの増殖が著しい一方で、重要種のギンブナ、モツゴ、ミナミメダカ、ビリンゴが連続して確認されました。また、純淡水魚・降河回遊魚、両側回遊魚など多様な生活型の魚類が生息していることから、真間川水系全体の魚類相に大きな変化は生じていないと考えられます。

底生生物は18目96種が確認されました。国分川調節池緑地ではミミズ類やユスリカ類の確認種数の減少が顕著であり、要因の一つとして高密度に生息しているアメリカザリガニやウシガエルの影響が考えられます。国分川調節池を除く真間川水系全体（河川）としての底生生物相の大きな変化は生じていないと考えられます。

真間川流域では高度成長期以降の市街化の影響により水質の汚濁が進みましたが、河川浄化施設の整備等により水質は改善されてきています。河川水質については上流からの影響を強く受けることから、河川水質の汚濁の主な原因である生活排水対策が引き続き求められます。

真間川水系にてみられる生物



ギンブナ



モツゴ



ミナミメダカ



ミソレヌマエビ



コオイムシ



スジエビ

## 2.2 地域固有の重要種を保全・再生

### 2.2.1 外来生物・害獣対策

「外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のことを言います。「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」は、外来生物の中でも、地域の

自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのある生物「侵略的外来種」に対して規制を行っています。

特に「アライグマ」と「ハクビシン」による被害は近年増加しており、様々な重点的対策が求められています。アライグマは特定外来生物法および千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、2015年度から現在まで市が設置したワナにより行われた防除では、2015年度3頭だった捕獲数が2022年度には34頭と近年急激に増加し、その後、横ばいで推移しています。市では2024年に「市川市外来生物対策マニュアル」を作成し、外来生物対策に取り組んでいます。

表 4-3 アライグマの現状

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
捕獲ワナ設置件数※	10基	12基	29基	57基	41基	40基
捕獲処分数	6頭	12頭	20頭	34頭	33頭	31頭

※千葉県アライグマ防除実施計画に基づき市が設置したもの（捕獲ワナは市民からの要請に対し必要に応じて設置）

## 2.3 水辺や湿地等の生態系の保全

### 2.3.1 自然観察園

湧水ときれいな小川が流れる湿地には、サワガニ、ホトケドジョウ、スナヤツメ、ヘイケボタルなど、現在本市にはここにしか生息していない生きものが多数観察できます。今までにこの自然観察園で観察、記録された植物は400種、昆虫類が380種、鳥類が100種を超えています。多くの谷津が埋め立てや開発によって本来の姿が失われてしまった現在では数少ない貴重な谷津となっており、市川市動植物園によって管理、保全されています。



### 2.3.2 市川市行徳野鳥観察舎（あいねすと）

行徳の地は、1960年代まで湿地であり“新浜（しんはま）”と呼ばれ、水鳥が多いことで世界的に有名な場所でした。その後地域開発により一帯は埋め立てられましたが、宮内庁新浜鴨場に隣接した一部を野鳥の生息地として保全するため、1970年に新浜鴨場を含む83haが首都圏近郊緑地保全法に基づく「行徳近郊緑地保全区域」及び「行徳近郊緑地特別保全地区」に指定されました。



さらに、1979年に鴨場を除く56haが「鳥獣保護及び狩猟に関する法律（現：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）」に基づく県設の「行徳鳥獣保護区」に指定されました。NPO 行徳自然ほごくらぶによって管理され、普段は保護区の中に入ることはできませんが、定期的に保護区内で自然観察会が開催され、管理作業についてもボランティアとしてだれでも体験することができます。

市川市行徳野鳥観察舎については、旧千葉県行徳野鳥観察舎の廃止を受け、社会教育や環境教育などの多面的な価値を認識し、野鳥の生態や自然環境に触れる機会を市民等に提供するため、行徳近郊緑地内へ野鳥を始め緑地の眺望等を楽しめる施設を整備し、2020年9月に開館しました。人と自然のつながりに関する展示やミニ観察会などを行っており、年に4回、「あいねすと通信」にて行事のお知らせや観察できる鳥や生きものの情報を発信しています。

## 2.4 生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透

### 2.4.1 市民への環境学習

市民の方々へ市川市内の自然環境への関心をもつきっかけを提供し、環境保全の担い手となる市民を養成する講座として「自然環境講座」を開催しています。実際に現地の自然環境を訪ね、身近な自然から生物多様性について考えられるようなプログラムを用意しています。これまでの「自然環境講座」では、大町公園や大柏川第一調節池緑地、じゅん菜池緑地、里見公園などでの季節ごとの生きものモニタリングや、真間山周辺にて樹木医とともに巨樹を観察する講座などを開催しました。市公式Webサイト「自然環境講座」にて、開催される講座の情報を公開しています。

また、地域で環境学習や実践的な活動を行っているこどもたちを中心としたグループが加入している「いちかわこども環境クラブ」に対し、市ではその活動を支援するための情報や学習の場を提供しています。



## 2.4.2 市立市川自然博物館の活動

市立市川自然博物館は動植物園と併設され、市川市の自然環境や動植物を対象分野として、資料の収集、保管、資料を活用した調査研究、展示、教育普及などを行っています。

博物館内では、「身近な自然、身の回りの自然」をテーマとして市内の自然のありさまや動植物について紹介しています。多くの標本や映像資料とともに、カエルや昆虫類の飼育展示を積極的に取り入れ、来館者に好評です。

隣接する自然観察園にて、当初の姿に近い状態で維持することを目的とした環境整備や、散策会を実施しています。また、国の絶滅危惧種であるスナヤツメやホトケドジョウの生息環境の整備を、一般市民の方々にもお手伝いいただきながら行っています。



市立市川自然博物館 外観



市立市川自然博物館展示室の様子

### 2.4.3 市川市動植物園、観賞植物園、バラ園

大町公園を中心に、自然と緑が残されている大町地区約 150ha を「大町レクリエーションゾーン」として設定し、その拠点として市川市動植物園があります。そのほか、ゾーン内には、観賞植物園、自然観察園、バラ園、少年自然の家（プラネタリウム）などがあります。



#### 大町公園周辺地図

大町公園の周辺は民有地・梨畑・農道などです。大町公園への通常の出入口はマップで示した3か所です。グレーで示した道は一般車両が通行できますが、公園内のペーパークラフトで示した園路は、徒歩・車いす・ベビーカーのみが通行可能です。バス停は、大町公園へのアクセスで利用するもののみ示しました。

出典) 市川市動植物園市公式 Web サイト

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/site/zoo/4209.html>)

## 2.5 水や緑とのふれあいの場の確保

### 2.5.1 都市公園の整備

都市公園については、424 箇所、面積 179.75ha を整備し、市民一人当たりの公園面積は 3.64 m<sup>2</sup>となっています。これは、国（10.8 m<sup>2</sup>/人）や県（7.1 m<sup>2</sup>/人）と比較し、低い水準となっています。

表 4-4 都市公園の現況

種 別		園 数	面積 (ha)	代表的な公園の名称	
総 数		424	179.75		
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	353	32.73	国府台児童公園、東根公園
		近隣公園	12	19.65	須和田公園、駅前公園、大洲防災公園
		地区公園	3	16.67	里見公園、小塚山公園、広尾防災公園
	都市基幹公園	総合公園	1	14.98	大町公園
		運動公園	3	13.13	国府台公園、塩浜 1 号公園
歴史公園		3	6.18	国分尼寺跡公園、姥山貝塚公園	
都市緑地		49	76.41	じゅん菜池緑地、大柏川第一調節池緑地	
市民 1 人当たり公園面積 (m <sup>2</sup> )		3.64			
市域面積に対する割合 (%)		3.18			

(2024 年 3 月 31 日現在)

出典) 市川市環境白書令和 6 年版 (市川市環境部総合環境課、2024 年 11 月)

### 2.5.2 緑地保全対策

市街地の緑や樹林地については、様々な法令に基づいて保全を行っています。

表 4-5 緑地保全対策 (法によるもの)

施策名称	根拠法令	箇所又は地区	面積
都市緑地	都市公園法	49 箇所	76ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3 地区	2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1 地区	83ha
生産緑地地区	生産緑地法	291 地区	82ha
保存樹林	都市美観法 (略)	5 箇所	2ha
風致地区	都市計画法	5 地区	769ha
緑地協定	都市緑地法	9 箇所	6ha

注) 面積は小数点以下第 1 位を四捨五入して整数表記

出典) データにみる市川市の都市基盤 2025 (市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年 6 月) を一部改変

表 4-6 緑地保全対策 (条例等によるもの)

施策名称	根拠法令	保全内容
宅地開発条例事前協議	都市計画法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林 (民有地) の保全
屋上等緑化助成事業	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団補助金交付要綱	屋上緑化、バルコニー緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全 (巨木、加マツ)

出典) データにみる市川市の都市基盤 2025 (市川市街づくり部街づくり計画課、2025 年 6 月) を一部改変

### 3. 二次戦略の方向性

前章までに記載した、世界や国の動向、市民意識の結果、一次戦略の評価などを踏まえて、二次戦略ではネイチャーポジティブ実現に向けた取り組み、外来生物対策の推進、市民ボランティアの担い手不足への対応、事業者との連携、こどもから大人まで幅広い世代が自然にふれあえる場の更なる創出に力を入れていきます。

